

令和元年10月30日
戦略会議資料
こども青少年局

4か所目の児童相談所設置及び その候補地等について

<戦略会議において決定していただきたい事項>

1. 新たに4か所目の児童相談所(一時保護所を含む)を設置すること
2. 4か所目の児童相談所設置場所の候補地を決定すること
3. 令和8年度の開設をめざし整備を進めること

目次

- 1-1 4か所目の児童相談所の設置の必要性①[児童相談所]
- 1-2 4か所目の児童相談所の設置の必要性②[一時保護所]
- 2-1 4か所目の児童相談所設置場所となる候補地の条件
- 2-2 現在の児童相談所の位置図及び4か所目候補地案
- 2-3 4か所目候補地位置図(鶴見区今津南1丁目3-11)
- 2-4 4か所目候補地拡大図(2,376.43m²)
- 2-5 4か所目の児童相談所候補地評価
- 3 4か所目の児童相談所設置のスケジュール

参考資料

- ・4か所の職員体制の見通しについて(付設一時保護所を含む)
- ・4か所目の児童相談所の建物規模について
- ・児童相談所機能強化スケジュール(案)

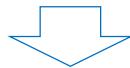
1－1 4か所目の児童相談所の設置の必要性①【児童相談所】

児童相談所

本市では、専門性の確保や緊急対応の体制確保の観点から、スケールメリットを活かし、市内中心部1か所の児童相談所で対応していたが、虐待相談件数が大幅に増加した。

平成21年度1,606件→平成25年度3,193件

3か所設置を決定（平成26年度）



平成28年6月 児童福祉法改正（児童福祉司配置標準の見直し他）

平成30年7月 一時保護ガイドライン

平成30年12月 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）

現こども相談センターの建替えを決定（平成30年度）



引き続き虐待相談件数の増加

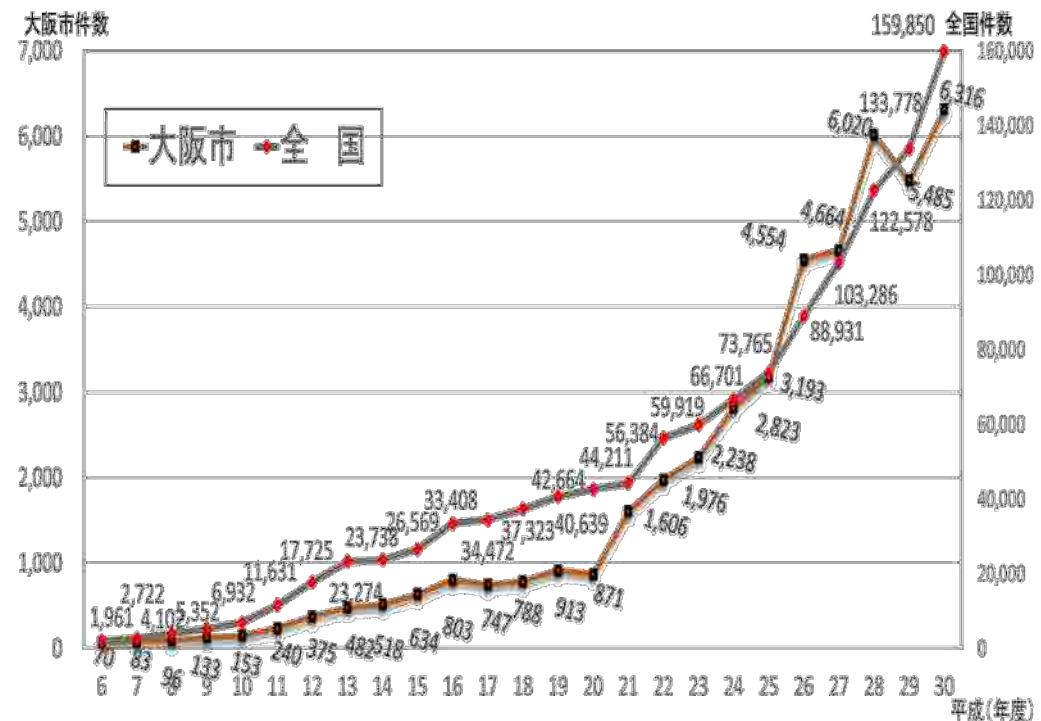
平成25年度3,193件→平成30年度6,316件

児童相談所の増設が必要

【児童相談所増設の効果】

- 迅速な組織判断
- 安全確認が迅速で効率的に
- 区役所等の関係機関との連携強化
- 利用者(市民)の近くになることで、利用しやすい

児童相談所における虐待相談件数の推移 (平成6年度～平成30年度)



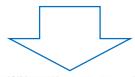
(注) 平成29年度の虐待相談件数の減少は、厚生労働省に件数計上上の基準について改めて確認し、その基準の解釈に合わせたためである。

1-2 4か所目の児童相談所の設置の必要性② [一時保護所]

一時保護所

★ 一時保護児童数が増加傾向にあり、男子・女子学童の定員超過が常態化し、一時保護期間も微増している。必要に応じた一時保護を実施していくために、本市全体の入所定員を増やす必要がある。

★ 「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付け厚労省通知）では、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を確保するため、個室やできる限り良好な家庭的環境の整備が求められている。



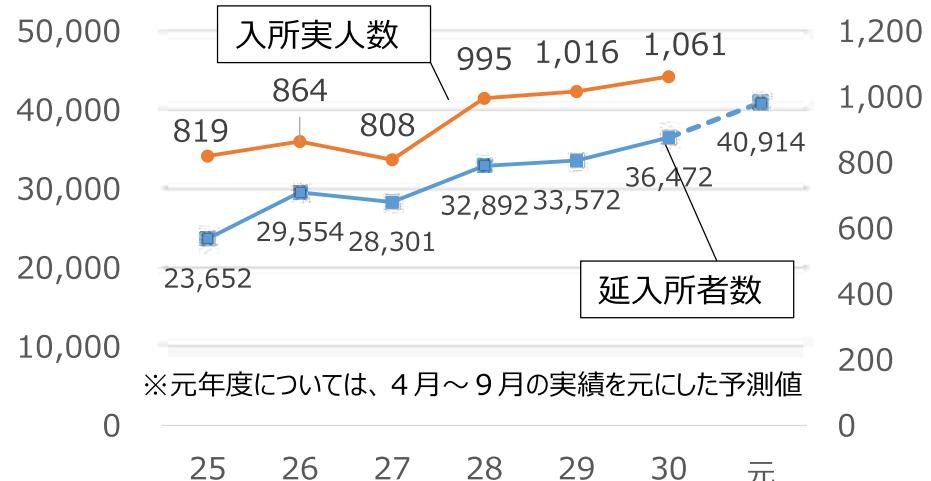
- ① 虐待対応だけでなく、非行・育成相談などに係る一時保護にも十分対応できるようにする。
- ② ユニットケアを導入する。

一時保護所の増設が必要

※ 身柄付き通告への対応も増えていることから、北部こども相談センターに付設する一時保護所と同程度の規模（40名定員：男子学童15名、女子学童15名、幼児10名）が必要。

	4か所目 一時保護所	北部 一時保護所	建て替え後中央 一時保護所	南部 一時保護所	合計
定員 (名)	40	40	60	30	170

一時保護所延入所者数の推移 (平成25年度～令和元年度)



年度	各施設の定員数→	中央			南部			(総定員) (100名)	平均保護日数
		男子	女子	幼児	男子	女子	幼児		
平成29 年度	平均人数	22.5	23	16.2	12.7	11.1	6.6	92.1	33.8
	最大数	27	30	19	17	18	11	122	
平成30 年度	平均人数	26.2	24.9	15.1	13.4	11.5	9.2	100.3	33.7
	最大数	36	35	26	22	19	16	154	
令和元年 4～9月	平均人数	29.6	25.3	17.7	15.8	11.1	8.9	108.4	36.3
	最大数	42	37	26	24	17	13	159	

※中央の幼児の定員数は28名だが、施設構造上17名定員で運営している。

2－1 4か所目の児童相談所設置場所となる候補地の条件

(条件1) 地理的条件

- 北部こども相談センターは東淀川区に、中央こども相談センターは現在中央区に所在し、今後、浪速区に移転する。
また、南部こども相談センターは平野区に所在するため、大阪市域の東部方面の用地であること

(条件2) 公共交通の利便性

- 児童相談所は、ベビーカーを利用する等乳幼児を伴つたり、障がいのある市民が相談等で来所するほか、安全確認の拠点となることから、交通のアクセスがよいこと
 - 最寄り駅から徒歩で容易に来所ができること
 - 管轄区からのアクセスがよいこと（公共交通機関が2経路以上利用できること）

(条件3) 必要な床面積が確保できる敷地

- 児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の増員による体制強化や、機能強化に対応がされること
 - 現こども相談センター : 延床面積8,735.5m²、敷地3,870m²
 - 北部こども相談センター（仮称） : 延床面積3,708.0m²、敷地1,904.23m²（延床4,000m²を目安）

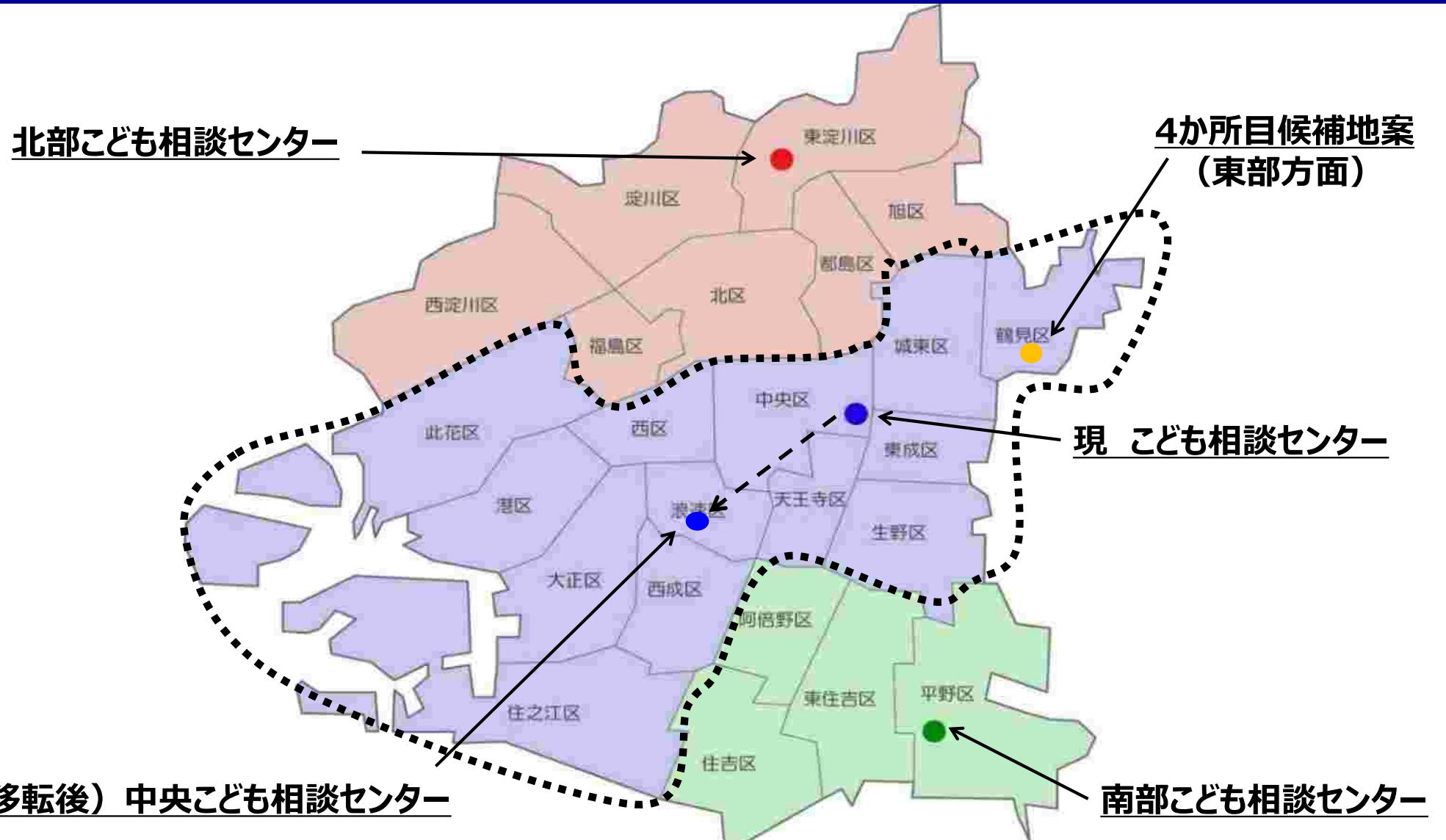
(条件4) 利用する子どもにとって望ましい環境の確保

- 最寄り駅からの経路が安全であること
- 各種スポーツができる広さの運動スペースの確保 →北部：屋外運動場211.29m²、屋上運動場他338.7m²
合計549.99m²



条件1～4を満たす未利用地は、1か所のみ

2-2 現在の児童相談所の位置図及び4か所候補地案



2-3 4か所候補地位置図（鶴見区今津南1丁目3-11）



2-4 4か所候補地拡大図 (2,376.43m²)



2-5 4か所目の児童相談所候補地評価



所在地	鶴見区今津南1丁目3-11外		
施設名称(財産名称)	環境管理用地		
所管所属	環境局		
用途地域／防火地域／都市計画地域	準工業地域／準防火地域／－		
建ぺい率／容積率	80% / 200%		
接面道路状況	<p>(北側) 幅員: 6m ・市道 城東区第1129号線</p> <p>(西側) 幅員: 8m ・市道 城東区第1182号線</p> <p>(南側) 幅員: 6m ・市道 城東区第1136号線</p>		
土壤汚染状況	・土壤汚染あり (調査実施済)		
埋蔵文化財状況	・なし		
敷地面積(m ²)	2,376.43m ²		
現況	駐車場		
交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> JR学研都市線放出駅徒歩5分(450m) 平日9~17時 上下15~25本/時 JRおおさか東線放出駅徒歩5分(450m) 平日9~17時 上下6~9本/時 		
評価項目	評価	評価点	
公共交通の利便性			
最寄り駅からの距離	・放出駅から徒歩5分かかる。	◎	
管轄区域内の交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 管轄区域東部に位置している。 利用できる鉄道は2路線 (JR: 学研都市線、おおさか東線) 放出駅から京橋駅にも区間快速で1駅で行くことができ、他の路線にも容易に乗り換えることは可能で利便性も高い。 		
必要な床面積の確保(十分な敷地面積)	・全体敷地は、約2,300m ² があるので、必要な面積は確保できる。	○	
利用する子どもにとって望ましい環境の確保			
最寄り駅からの経路が安全であること	<ul style="list-style-type: none"> 最寄り駅は、商店や住宅が混在する地域であるが、落ち着いた環境である。 放出駅から候補地までの歩道について、ガードレールが設置されていない部分がある。 	○	
各種スポーツができる広さがある運動スペースの確保	・全体敷地は、北部こども相談センターより広いため、北部並みの運動スペースの確保は可能であると考える。	○	
建設関連経費	計21億900万円		
設計、本体工事費等	・北部こども相談センターに係る数値に基づく試算 20億5,200万円	◎	
既存構築物の解体、土壤汚染対策	・土壤汚染対策 5,700万円		
売却価格試算(想定)	<ul style="list-style-type: none"> 相続税路線価格を参考に試算 180,000円/m² 土壤汚染部分 (1,900m²) は上記価格より減価 ▲30,000円/m² 150,000円/m² 建物撤去費用 不要 3億7,000万円 		
	計18億2,500万円		
	・建設工事 17億3,200万円	◎	
	・既存建物解体工事・地質調査 9,300万円		

3 4か所目の児童相談所設置のスケジュール

2020年度
〔令和2年度〕

詳細検討
↓
関係局との調整

2021年度
〔令和3年度〕

基本設計

2022年度
〔令和4年度〕

実施設計

2023-25年度
〔令和5-7年度〕

契約手続き
建設工事

2026年度
〔令和8年度〕

開 設

詳細検討

◆ 4か所体制における管轄区域の設定（令和2年内に実施）

虐待相談件数が増加傾向にあり、将来見込みを踏まえつつ、各児童相談所の管轄人口の規模、市域全体のバランスを考慮し、4か所の管轄区域を検討する。

◆ 4か所目の児童相談所の建物規模の検討（令和2年内に実施）

関係局との調整事項

- 大規模事業評価有識者会議（建物の適正規模）
- 財産運用委員会（敷地面積の適正規模）

※ 開設までのスケジュールは、今後、関係局と詳細を協議し、調整する。